

介護保険施設サービス等における 食費・居住費が軽減されます

～ 負担限度額認定申請について ～

介護保険では、施設サービス（ショートステイ含む）における食費及び居住費（滞在費）が保険給付の対象外となっており、原則として利用者が全額自己負担することになっています。この負担を軽減するため、市町村民税世帯非課税等の低所得の方についてはその所得等に応じた負担の限度額が設定されています。対象となる利用者は限度額までを負担し、限度額を超える部分は補足給付（特定入所者介護サービス費等）として町が直接事業者へ支払います（現物給付）。

この適用を受けるためには、町に申請して「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。（既に認定を受けていて継続を希望される場合は毎年申請いただく必要があります。）

1. 軽減の対象となる食費・居住費（滞在費）

- ・介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設サービス
- ・介護医療院サービス
- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）

⇒食費・居住費（滞在費）

※通所介護及び通所リハビリテーションの食費は、負担限度額の対象になりません。

2. 軽減の対象となる人及び負担限度額

軽減の対象となるのは市町村民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む）の方でかつ、預貯金などが基準額以下である方です。収入や所得の状況に応じて区分された利用者負担段階ごとに限度額が設けられています。

利用者負担段階を判定する年金収入などには、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含まれます。

★別表1の第1段階から第3段階②について、居住費及び食費の負担限度額が設定され、利用者負担は負担限度額までとなります。（第4段階の方は軽減されません）。基準費用額から負担限度額を差し引いた分が、介護保険から施設または事業者へ支給されます。

令和6年8月から費用額変更にともない、居住費の負担限度額が変更となりました。

★別表1（第1段階～第3段階②の方が軽減の対象となります。（1）、（2）両方の要件を満たす必要があります。）

利用者 負担段階	（1） 所得基準額等の要件 ※世帯分離している配偶者の住民税 課税状況も要件に含まれます。 ※年金には非課税年金も含まれます。		（2） 預貯金額等の 基準額の要件	居住費（滞在費）※日額				食費 ※日額
				ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室 （注1）	多床室 （注1）	上段施設 下段短期入所
第1段階	世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者の方	要件なし					300円
		老齢福祉年金受給者の方	単身 1000万円以下 夫婦 2000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	年金収入額＋前年のその他の 合計所得金額が 80万円以下 の方	単身 650万円以下 夫婦 1650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 600円
		年金収入額＋前年のその他の 合計所得金額が 80万円超 120万円以下の方	単身 550万円以下 夫婦 1550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 1,000円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税	年金収入額＋前年のその他の 合計所得金額が 120万円超の方	単身 500万円以下 夫婦 1500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 1,300円
第3段階②		年金収入額＋前年のその他の 合計所得金額が 120万円超の方	単身 500万円以下 夫婦 1500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 1,300円
第4段階 基準費用額	本人を含めた世帯内に住民税課税者がいる方 住民税非課税世帯等であっても預貯金額等の基準額の要件を 満たさない方			2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

（注1） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び短期入所生活介護の場合、従来型個室及び多床室の居住費（滞在費）はカッコ内の金額となります。

☆介護保険の負担限度額認定は、原則として市民税課税世帯（利用者負担段階第 4 段階）の方には適用されませんが、特定の条件を満たす場合、食費・居住費が軽減される制度（特例減額措置）があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

3. 利用者負担軽減の手続き方法（適用開始は申請を受け付けた月の初日または転入日の遅い方に遡ります。）

（１）介護保険施設へ入所する方、すでに入所している方、ショートステイを利用する方で、第 1 段階～第 3 段階等に該当する方は、「介護保険負担限度額認定申請書」、「同意書」、「すべての通帳等」をご持参の上、豊能町役場本庁保険課（介護）または吉川支所の窓口でお手続きください。

※通帳については、口座ごとに①銀行名・支店名・口座番号・名義の分かる部分と、②申請日から 2 ヶ月以内の最終残高と年金振込額の両方が分かる部分、③定期預金の分かる部分（定期預金がない場合も含む）の写しをいただきます。

※配偶者（世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者も含む）のすべての通帳等も必要です。

預貯金等に含まれるもの（資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象）

○預貯金（普通・定期）

○有価証券（株式・国債・地方債・社債など）

○金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属

○投資信託

○タンス預金（現金）



（２）「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。



（３）認定証を施設等へ提示してください。

認定証を提示すると、食費及び居住費（滞在費）は負担限度額の範囲内での自己負担になります。

負担限度額の適用は、食費及び居住費（滞在費）に限ります。また、施設サービス等の利用者負担については、年金収入や合計所得金額などによってサービス費の 1～3 割（負担割合）となります。

高額介護サービス費の支給について

介護保険のサービス費について、利用者が 1 ヶ月に支払った利用者負担（1 割～3 割負担分）が、所得に応じて設定された上限額を超えたときは、超えた分が高額介護（予防）サービス費として払い戻し（償還払い）されます。

高額介護サービス費の支給対象となる方には、町からのお知らせにより支給申請していただきます。なお、一度申請していただくと翌月分からは自動的に支給されます。

★別表 2

所得区分	世帯の上限
（１）市町村民税課税世帯で課税所得 690 万円以上の方【第 4 段階】	140,100 円（世帯）
（２）市町村民税課税世帯で課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の方【第 4 段階】	93,000 円（世帯）
（３）市町村民税課税世帯で課税所得が 380 万円未満の方【第 4 段階】	44,400 円（世帯）
（４）市町村民税世帯非課税で（a）（b）以外の方【第 3 段階①、②】	24,600 円（世帯）
（a）市町村民税世帯非課税で、「前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額」が 80 万円以下の方【第 2 段階】	24,600 円（世帯）
（b）市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者【第 1 段階】	15,000 円（個人）
（５）生活保護受給者等【第 1 段階】	15,000 円（個人・世帯）

※高額介護サービス費の段階と負担限度額の段階は要件や算定方法が異なるため、同じ段階になるとは限りません。

【お問い合わせ】

〒563-0292 豊能町余野 414 番地の 1

豊能町 保険課（介護）

TEL 072-739-3421 / FAX 072-739-1980